

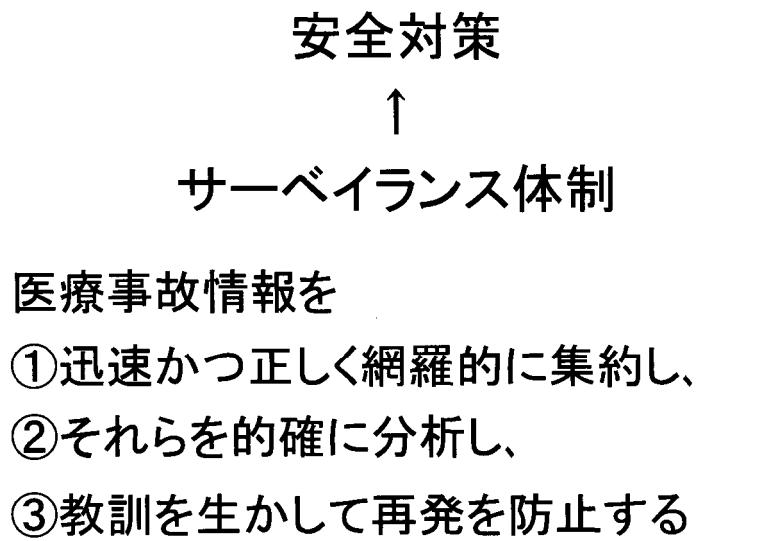
安全な医療を求めて  
—院内医療事故調査委員会を中心として—

南山大学法科大学院教授、弁護士  
加藤 良夫

厚労省医療安全に関するワークショップ  
医療安全研究発表会

## 安全な医療を求めて —院内医療事故調査委員会を中心として—

2005年11月22日 11:05～11:50  
ヤクルト本社ビル ヤクルトホール  
南山大学法科大学院教授  
弁護士 加藤 良夫<sup>1</sup>



事故の発生  
↓  
「臭い物に蓋」  
(医療事故の隠蔽)  
↓  
教訓を生かさない  
(改善を図らない)  
↓  
同種事故の再発

3

患者取り違え手術

熊本市民病院(1992.11)

横浜市大病院(1999.1)

4

医療事故情報は“公的遺産”

再発防止のヒントを内包している

「私」して「沈澱」させてはならない

5

医療事故情報の沈澱の構図

情報提供に伴う不安がある

「自分のミスが明らかになつたら…」

「三ざた」

① 警察ざた(刑事罰→行政処分も)

②マスコミざた(評判・名誉→業務への影響)

③ 裁判ざた(民事賠償)

6

## “不幸な事態”を防ぐ5つの力

### 1. 診断・治療の力

..... 研鑽、トレーニングシステム

### 2. 患者の人権を守る力 ..... 患者中心、説明

### 3. 真実を報告する力 ..... 正直、謙虚、勇気

### 4. 誠実に向き合う力

..... 全人格、カウンセリングマインド

### 5. ピア・レビューの力

..... 質向上のためのシステム

7

## 医療被害者の「五つの願い」

1. 原状回復

2. 真相究明

3. 反省謝罪

4. 再発防止

5. 損害賠償

※被害者も「事故防止」のパートナーに

8

## 民事裁判の限界

1. 損害賠償の成否(過失、因果関係、損害)
2. 患者被害者側が主張、立証責任を負担  
(「専門性」「密室性」「封建制」の壁)
3. 長期化と費用負担
4. 「再発防止」機能は副次的
5. 「真相究明」「反省謝罪」の「願い」と乖離

9

## 昭和63年(1988年)7月25日 手術

7/26 17:00 シーツ、寝衣血液にて汚染 交換

7/27 2:45 ナースコール

出血のため寝衣、シーツ汚染 P72

6:30 息苦しさ、創部腫張 P112

7:20 ナースコール

息苦しさ 顔色不良→チアノーゼ

8:00 気切開始

※稻垣克巳著『克彦の青春を返して』中日新聞社

10

## 事故を起こしたら

1. 患者の被害拡大を防ぐ
2. 真実の経過を報告し、反省点があれば率直に謝る
3. 真相(要因、背景)を究明し、再発防止策を立案し実践する
4. 被害者に向き合い支援し、賠償問題にも尽力する

11

## 医師・医療機関の説明責任

1. 医療機関は医療の質の向上(安全な医療)を目指すべし
2. そのためには「医療事故を隠す態度」と訣別すべし
3. 事故に関する情報は、再発防止のヒントを内包する「公的遺産」である
4. 被害者はもとより社会に対しても「事故の真相と教訓」は返すべし
5. そのためには「情報開示」「情報公開」を推し進めるべし

12

## 医療事故調査の目的

再発防止(医療の質の向上)

←改善 ←教訓抽出 ←真相究明

※被害者的心のケアの機能も有する。

(医療側に、“真相究明・反省謝罪・再発防止”への真摯な態度が見られないと、被害者的心の苦痛はより増大する。)

※加藤・後藤編著『医療事故から学ぶ』中央法規出版

13

平成14年(2002年)8月16日 事故発生

隠さない・逃げない・ごまかさない



医療事故調査委員会 設置

(6名中3名が外部委員)

第1回 8/28 → 第7回 10/17



医療事故調査報告書

※CBC編『ノーモア医療事故』風媒社

14

## 名大腹腔鏡手術死のその後

### 1. 警察、検察の消極的態度

不起訴(起訴猶予)又は略式罰金か

### 2. メディアの好意的態度

名大の事故後の対応を評価

### 3. 国(文科省)が遺族に賠償金を支払い、民事裁判に至ることなく示談解決

※提言を受け安全のための改善へ

15

## 平成16年(2004年)2月16日 事故発生

輸液ポンプ(ルートはずれ)

ディプリバンが過剰投与

事故調査委員会の設置



医療事故調査報告書

16

## 事故調査委員会のコツとポイント

1. すみやかに委員会を設置する
2. 外部委員の参加は必須、その人選が肝要
3. 調査報告書完成までの期限、スケジュールを決め、精力的に進める
4. 被害者には常時報告する
5. 警察の捜査を優先させない
6. 提言した内容については実現状況を検証する

17

## 刑事問題についての考え方

1. 本来、第一義的には医療の世界できちんと検証されてしかるべきこと
2. 公正な事故調査の仕組み（「第三者機関」）が必要
3. 被害者の「五つの願い」に応えたならば高く評価する
4. 起訴便宜主義の弾力的運用

18

## 金銭賠償だけが被害救済ではない

1. 被害者が「絶対に許せない」というときはどういうときか
2. 被害者がどういうときに加害した者を許す気持ちになれるか

※許すまたは許そうとする気持ちが芽生えたら  
心の平静を取り戻せるとき



「隠す文化」から「正直文化」へ  
正直・誠実な「加害者」を許せる文化へ

19

## 「医療被害防止・救済センター」 構想の特色

1. 「防止」「救済」一体型
2. 教訓活用(制度改善へ)
3. 無過失補償(補償先行)
4. 市民参加(情報提供、陪審、運営、監視)
5. メリットシステム(求償免除)

20

## メリットシステム

- ① 日頃より誠実に医療実践
- ② 事故後、被害拡大防止に尽くすとともに、  
すぐに被害者に謝罪し、センターにも報告
- ③ 真相を究明し再発防止のための改善策を  
立案し実行



求償を軽減ないし免除する

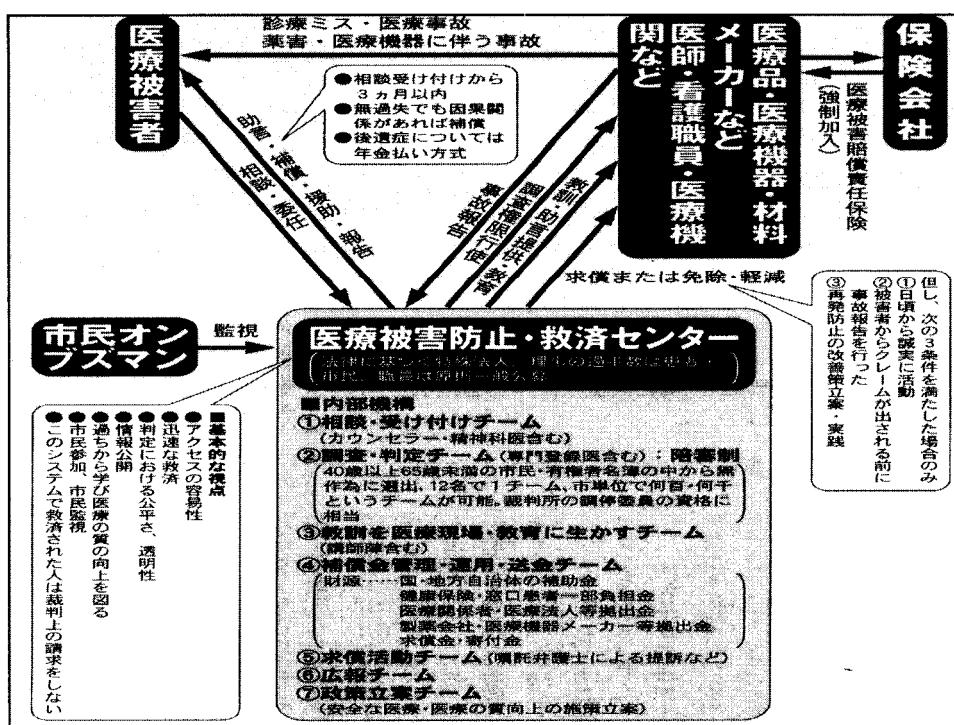
21

## 財源

1. 健康保険窓口負担金の一部
2. 医療機関等拠出金
3. 製薬会社、医療機器メーカー等拠出金
4. 国、地方自治体の補助金
5. 求償金、寄付金

※ 財源をにらみつつ、補償対象、補償水準  
を決める

22



## 「医療被害防止・救済システムの実現をめざす会」(仮称)準備室

〒461-0001

名古屋市東区泉1丁目1-35 ハイエスト久屋6階  
医療事故情報センター気付

TEL: 052-951-8810, FAX: 052-951-8820

ホームページ

<http://homepage2.nifty.com/pcmv/>

E-mail BCC06176@nifty.com